

## 茨木市災害時避難行動要支援者名簿作成、管理及び運用要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び茨木市地域防災計画に基づく災害時避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成、管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「災害時」とは、次の各号に掲げる災害の種類に応じ、当該各号に定める規模のいずれかが生じたとき又は市長が必要と認めたときをいう。

- (1) 風水害 茨木市の風水害時配備体制に定める第1次風水害対策本部体制以上の配備時期（事象）に該当する場合において、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき。
- (2) 地震 茨木市の地震時配備体制に定める第1次地震対策本部体制以上の配備時期（事象）に該当するとき。

2 この要綱において「避難支援等関係者」とは、次に掲げる避難行動の支援等に携わる関係機関、関係団体及び関係者をいう。

- (1) 茨木市の消防機関
- (2) 茨木警察署
- (3) 茨木市の民生委員・児童委員
- (4) 茨木市の社会福祉協議会・地区福祉委員会
- (5) 茨木市の自主防災組織
- (6) その他市長が適当と判断した関係機関等

(名簿の種類)

第3 名簿の種類は次のとおりとする。

- (1) 事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表（様式第1号）
- (2) 災害時避難行動要支援者名簿一覧表（様式第2号）

(名簿に登録する者)

第4 災害時避難行動要支援者名簿一覧表に登録する者は、市内に住所を有する者で、次に掲げる者（施設入所者、長期入院者その他市長が不適當と認めた者を除く。）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が1級又は2級のもの
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程

度が1級のもの

(3) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第2条第1項に規定する療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が重度（判定結果A）のもの

(4) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条に規定する要介護認定の審査判定区分が要介護3、4又は5の者

(5) 難病患者その他の同居者のみでは避難が困難な者のうち、市長が支援の必要を認めたもの

2 事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表に登録する者は、前項に規定する災害時避難行動要支援者名簿に登録する者（以下「登録者」という。）のうち、避難支援等関係者に対し、あらかじめ支援に必要な個人情報を提供することに同意した者とする。

（名簿の作成）

第5 地域福祉課は、庁内関係課から登録者についての情報を収集し、名簿に登録し、必要に応じて名簿の内容を更新するものとする。

（市長が同居者のみでは避難が困難であると認めた者の取扱い）

第6 第4第1項第5号に掲げる者として名簿への登録を希望する者は、災害時避難行動要支援者名簿登録申請書（様式第3号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者について、登録を決定し、申請者に対し災害時避難行動要支援者名簿登録決定通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項の申請を行った者は、当該申請後において申請内容に変更が生じた場合は、第1項に準じて災害時避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

4 前項の規定による変更届の提出があった場合、市長は第2項に準じて決定の内容を変更し、災害時避難行動要支援者名簿登録変更通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（登録の取消し）

第7 市長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき又は登録者から次の各号に掲げる事項のいずれかを理由とする登録の取消しの届出があったときは、名簿から登録を取り消すことができる。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者が市外に転出したとき。

(3) 登録者が施設入所や長期入院により在宅で生活できなくなったとき。

(4) 第4第1項各号に掲げる要件に該当する登録者が当該要件に該当しなくなったとき。

(5) その他市長が登録の取消しが必要であると認めたとき。

2 市長は、登録者から前項の各号に掲げる事項のいずれかを理由としない登録の取消しの届出があったときは、事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表から登録を取り消すことができる。

3 第1項及び第2項に規定する登録の取消しの届出は、災害時避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書（様式第5号）により行うものとする。

4 市長は第1項の規定による届出があったときは、速やかに名簿から当該届出を行った者（以下この項において「届出者」という。）の登録を取消し、第2項の規定による届出があったときは、速やかに事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表から当該届出を行った者の登録を取消し、届出者に対して、災害時避難行動要支援者名簿登録取消通知書（様式第7号）により通知する。

（個別避難計画の策定）

第8 市長は、避難支援等を行うために必要な情報について、登録者と避難支援等関係者とで共有するため、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき個別避難計画を策定するものとする。

2 個別避難計画の策定について、市長は適切と認められる者へ委託することができる。

（事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表及び個別避難計画を提供できる者）

第9 市長があらかじめ事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表及び個別避難計画を提供できる者は、避難支援等関係者に限る。

（事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表及び個別避難計画の保管）

第10 避難支援等関係者は、事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表及び個別避難計画を紛失しないように厳重に保管し、その内容が関係者以外の者に知られないように適切に保管しなければならない。

（協定締結等）

第11 市長は、避難支援等関係者のうち、茨木市の社会福祉協議会・地区福祉委員会及び自主防災組織に対しては、個人情報保護に関する研修を受講させ、当該避難支援等関係者と個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

（災害時避難行動要支援者名簿一覧表の運用）

第12 市長は、災害時において災害時避難行動要支援者名簿一覧表を避難支援等関係者に配布し、活用することができる。

2 前項の規定により災害時避難行動要支援者名簿一覧表を提供された避難等関係者

は、避難等支援の必要がなくなった際に、適切な方法で廃棄しなければならない。

(名簿の取扱い)

第13 市長は、必要と判断した場合に、避難支援等関係者に事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表を提供するとともに、提供する名簿を更新する場合は、その前に提供した事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表を関係者から返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により返還された事前提供用災害時避難行動要支援者名簿一覧表を適切な方法で廃棄するものとする。

3 市長は、名簿の提供を受けた避難支援等関係者が、当該名簿について不適切な取扱いをしていると認められる場合は、直ちに提供を中止し、当該名簿に記載されている情報の利用を中止させ、当該名簿を返還させ、若しくは廃棄させ、その他必要な措置を講じるとともに、原則として報道機関へ当該不適切な取扱いについての情報提供を行うものとする。

(個人情報保護)

第14 この要綱の規定により、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う者は、知り得た個人情報を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。ただし、第4項の規定は、令和5年1月11日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市災害時避難行動要支援者名簿作成、管理及び運

用要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4の規定は、この要綱の実施の日以後に更新した名簿（改正後の要綱第1に規定する名簿をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に更新した名簿については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際、改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。  
（準備行為）
- 4 名簿の更新その他の改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の実施の日前においても行うことができる。